

第1章

計画の概要

1 計画策定の背景と目的

本市は、『高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまち』を基本理念とした「第4次芦屋すこやか長寿プラン21（第4次芦屋市高齢者保健福祉計画及び第3期介護保険事業計画）」を平成18年3月に策定し、総合的な介護予防や地域ケアの推進のもと、高齢者が心身ともに健康で生きがいや楽しみがある生活を送り、介護が必要となっても尊厳を持ち続けられる環境づくりを進めてきました。

本市の高齢化率は、平成20年10月1日現在21.8%となっており、5年前と比較すると総人口は約3,900人増加していますが、うち3,000人は65歳以上人口の増加分です。高齢化の進行が今後も予想される中、戦後の第一次ベビーブーム世代である昭和22～24年生まれ、いわゆる“団塊の世代”が高齢期を迎える平成27年が迫っていること、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者が増加していること等を踏まえると、本市にとって高齢者福祉の充実は“まちづくり”の重要課題と認識されます。

一方、第4期（平成21～23年度）を迎える介護保険制度は、介護予防重視型システムへの転換、地域包括支援センターや地域密着型サービス等の新たなサービス体系の確立など、持続可能な制度への再構築が平成18年4月に実施されました。今後は、この制度改革の趣旨を踏まえ、『地域に根ざした介護予防の推進や介護体制の確立』といった課題に対する取り組みを、より一層推進することが必要となっています。

また、地方分権の推進及び地方自治の確立を図るための「三位一体の改革」に伴う税制改正、医療制度改革、後期高齢者医療制度の創設など、高齢者を取り巻く状況は大きく変化しています。

要介護等認定者アンケート調査結果では、認知症になった場合への不安や、介護予防への関心の高さが伺えるとともに、将来のことを考えた住まいの住み替えニーズ等もみられます。

このような背景を踏まえ、本市における高齢者福祉施策の基本方向等を設定するとともに、その実現に向けて平成21年度を初年度とする「第5次芦屋すこやか長寿プラン21（第5次芦屋市高齢者福祉計画及び第4期介護保険事業計画）」を策定しました。

2 計画の性格

2-1 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条に基づき「市町村介護保険事業計画」です。

なお、本市では、老人福祉計画の名称を“高齢者福祉計画”として策定しています。

(2) 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の関係

高齢者福祉計画は、65 歳以上のすべての高齢者を対象とした生きがいつくり、日常生活支援、福祉水準の向上など、高齢者に係る福祉施策全般を範囲とする計画です。

一方、介護保険事業計画は、65 歳以上の要介護等認定者（40～64 歳における老化が原因とされる特定疾病者も含む）ができる限り住みなれた家庭や地域において、自らの意思に基づき利用する介護保険サービスを選択し、自立した生活を送れるよう、必要となるサービスに関する整備目標等を取りまとめたものです。また、平成 18 年 4 月に実施された介護保険制度の改正は、平成 27 年（2015 年）の高齢者介護の姿を念頭に置いていることから、平成 26 年度の目標を立てた上で、そこに至る中間段階の位置付けという性格をもった計画となります。

これら、要介護等認定者を含むすべての高齢者を対象とした高齢者福祉計画と、介護保険サービスに関する介護保険事業計画は、相互が連携することによって、総合的な高齢者福祉施策の展開が期待されます。

よって、本市では両計画を一体的な計画として策定し、「第 5 次芦屋すこやか長寿プラン 21」として取りまとめました。

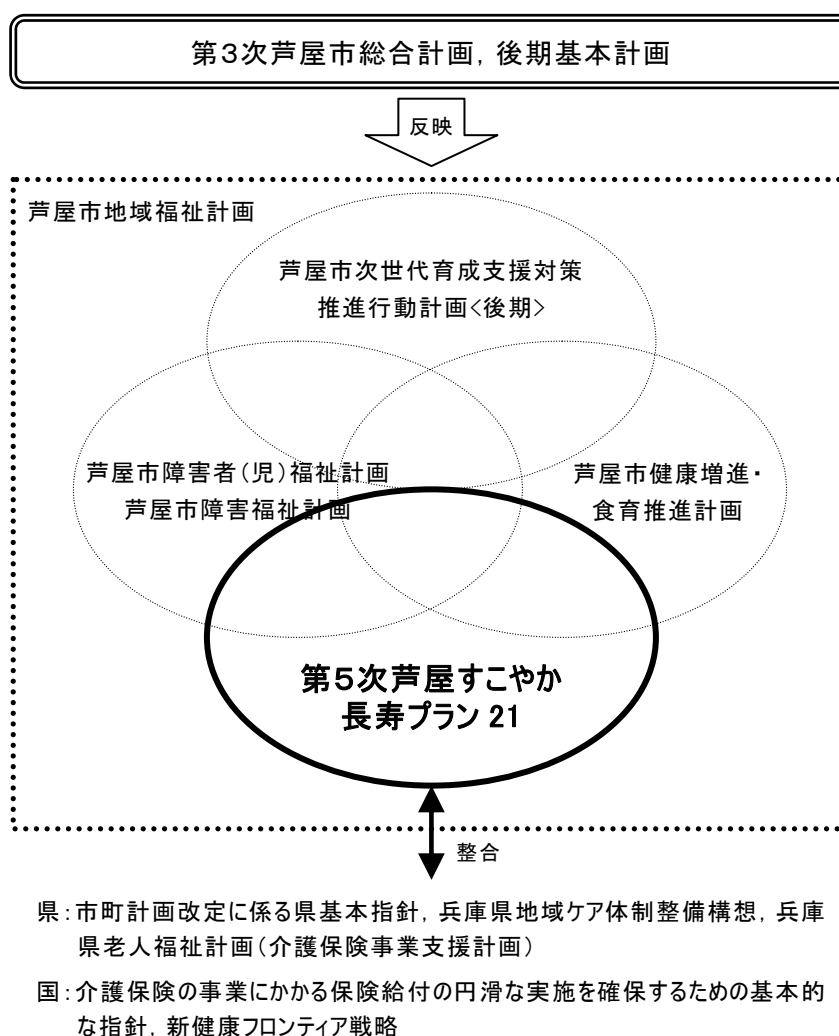
(3)他計画等との調和

本計画は、「第3次芦屋市総合計画（平成13～22年度）」及び「後期基本計画（平成18～22年度）」の高齢者福祉に係る部門計画の役割を担うとともに、「芦屋市地域福祉計画（平成19～23年度）」など、市の保健福祉関係計画との調和を保ちながら策定しています。

また、県の「市町計画改定に係る県基本指針」、「兵庫県地域ケア体制整備構想」、「兵庫県老人福祉計画（介護保険事業支援計画）」、国の「介護保険の事業にかかる保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、「新健康フロンティア戦略」など、関連計画との整合を確保しています。

なお、「第4次芦屋すこやか長寿プラン21」に包含されていた“高齢者保健計画”の内容については、平成20年4月に老人保健法が全面改正されたことを踏まえ、「芦屋市健康増進・食育推進計画」において、包括的に策定するものとします。

図1 他計画等との調和

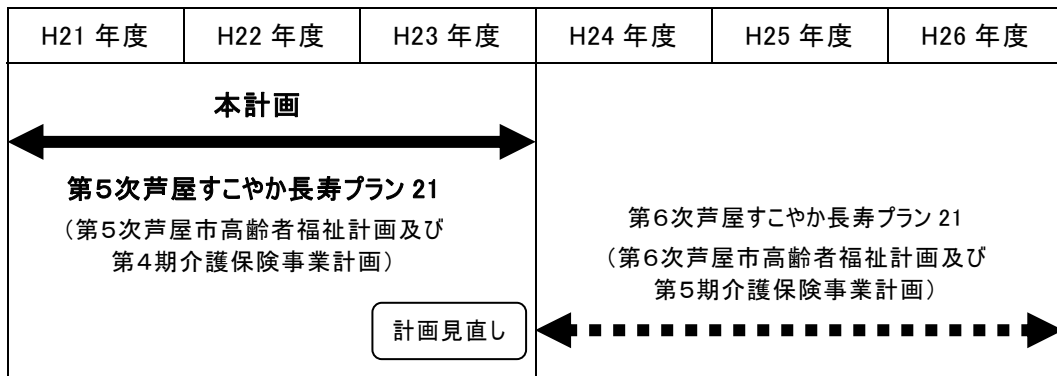


2-2 計画の期間

本計画は、平成 21 年度を初年度とし、平成 23 年度を目標年度とする 3 か年計画です。

なお、計画の基礎となる人口や要介護等認定者数については、平成 18 年 4 月に実施された介護保険制度改正の基本的な考えとの整合を確保するため、平成 26 年度まで推計した上で、その数値に向けた 3 年間の取り組みとして、介護保険サービス量(目標量)等の設定を行っています。

図2 計画の期間



3 計画の策定体制

(1) 学識経験者、市民等による策定体制

学識経験者、保健・医療関係者、福祉関係者、介護サービス事業者、介護保険被保険者、公募市民、行政関係者で構成される「芦屋すこやか長寿プラン 21 策定委員会」を設置し、計画内容の検討を行いました。

また、市民の社会福祉に関する事項の審議を行うために設置された「芦屋市社会福祉審議会」においても、検討を行いました。

(2) 庁内検討体制

庁内においては、「芦屋すこやか長寿プラン 21 推進本部」及び「芦屋すこやか長寿プラン 21 推進本部幹事会」を設置し、計画内容の検討及び調整等を行いました。

(3) アンケート調査の実施

計画策定の基礎となる市民ニーズ等の把握を目的に、市内にお住まいの一般高齢者と要介護等高齢者を対象としたアンケート調査を実施しました。

表1 アンケート調査の実施概要

	一般高齢者調査	要介護等高齢者調査
対象者	要介護等認定を受けていない 65 歳以上の市民 1,000 人（無作為抽出）	要介護等認定を受けた市民 2,634 人（施設入所者を除く）
方法	郵送法（郵送による調査票の配布・回収）	
時期	平成 20 年 3 月 1 日～3 月 13 日	
調査票配布数	1,000 票（100.0%）	2,634 票（100.0%）
調査票回収結果	694 票（69.4%）	1,666 票（63.2%）
有効票数	658 票（65.8%）	1,606 票（61.0%）

(4)ワークショップの開催

芦屋市にとって高齢者福祉の充実は“まちづくり”の重要な課題であり、その解決には行政サービスの充実はもとより、市民（地域）と行政との協働も不可欠となっています。

こうした観点から、『高齢者が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせるまちをめざす』を全体テーマとした市民参加によるワークショップを開催し、福祉課題の解決に向けた地域や関係団体による活動、行政による取り組み等について検討を行いました。

このワークショップは、前計画（第4次芦屋すこやか長寿プラン21）策定の際にも開催し、本計画についても、前計画の実施状況の検証のために同地区で開催しました。なお、市条例に定める市民参画の手続きとは異なります。

表2 ワークショップの開催概要

開催日時	市民参加者数	検討内容
第1回 平成20年7月16日 18時半～20時半	18人 浜風・潮見地区 11人 潮芦屋地区 7人	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や家族に必要な情報は届いているか
第2回 平成20年7月30日 18時半～20時半	15人 浜風・潮見地区 8人 潮芦屋地区 7人	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口は周知されているか 社会参加への支援は充分なされているか
第3回 平成20年8月6日 18時半～20時半	9人 浜風・潮見地区 3人 潮芦屋地区 6人	<ul style="list-style-type: none"> 安心して暮らせる環境は整っているか 検討結果の整理、まとめ

(5)関係団体等意向把握調査の実施

ケアマネジャーや介護サービス事業者からみた介護保険事業及び高齢者施策の課題、サービスの質の向上に関する意見等を把握するために、関係団体等を対象とした意見交換会を開催しました。

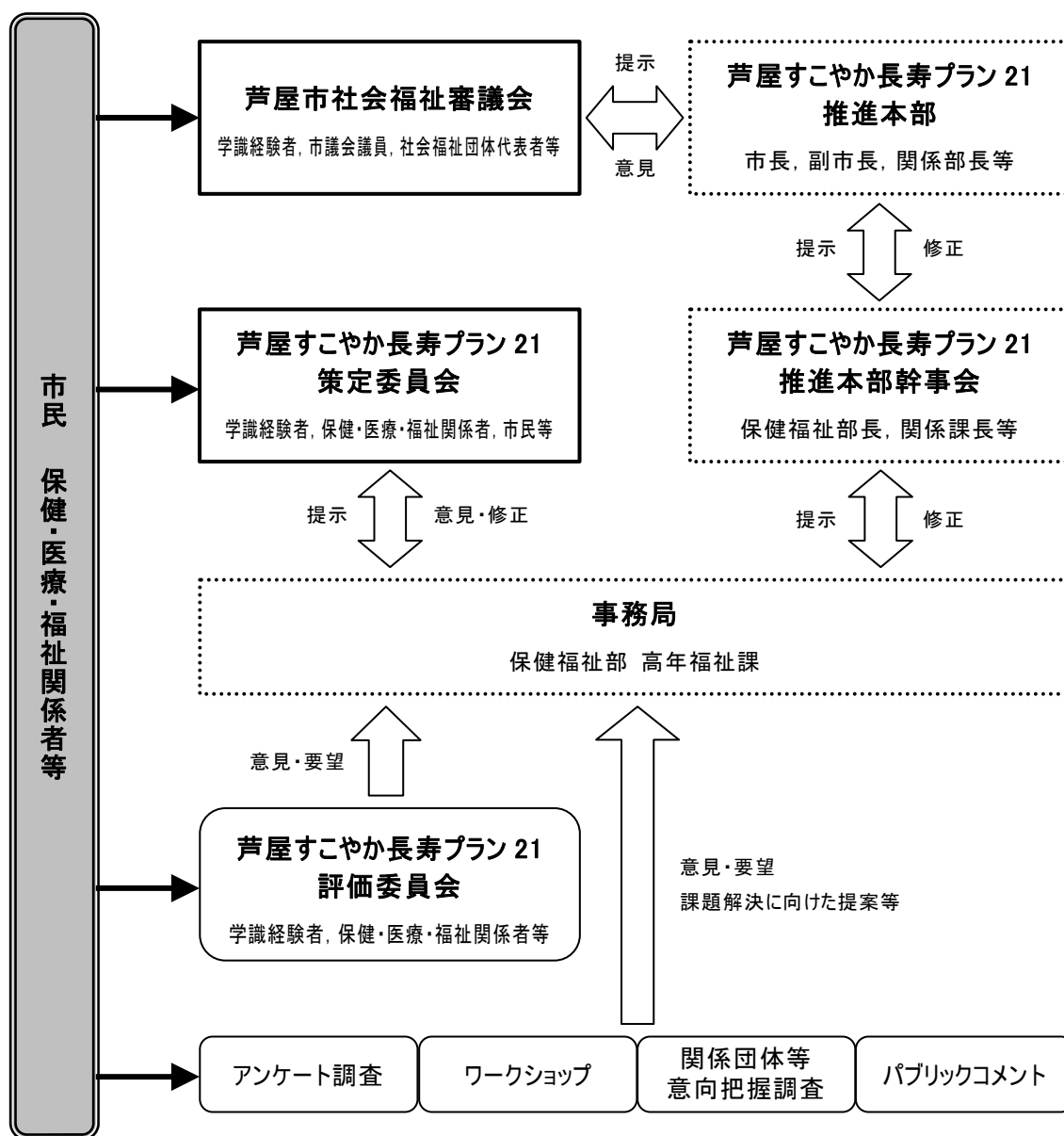
表3 関係団体等意向把握調査の実施概要

対象	<ul style="list-style-type: none"> 芦屋市ケアマネジャー友の会（介護支援専門員及び事業趣旨に賛同する職能団体） 芦屋市介護サービス事業者連絡会（介護サービス事業者団体）
方法	事前記入シートを配布し、取りまとめ後、代表者による意見交換会を開催（座談会開催日：平成20年7月30日、31日）

(6)パブリックコメントの実施

計画内容について、市民からの幅広い意見を考慮して最終的な意思決定を行うために、平成20年11月17日から同年12月16日にかけて、「第5次芦屋すこやか長寿プラン21計画骨子（中間案）」に対する意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

図3 計画の策定体制



4 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制

本計画の実現に向けて、各施策・事業の進捗状況を毎年、点検・評価し、広報紙や市ホームページ等で公表するとともに、関係機関や関係各課との調整を行います。

(2) 庁外推進・評価体制

「芦屋すこやか長寿プラン 21 評価委員会」を設置し、各施策・事業の進捗状況や達成状況等の評価を行います。

また、「芦屋市地域包括支援センター運営協議会」によるセンターの適切な運営、公平・中立性の確保に関する協議や、「芦屋市地域密着型サービス運営委員会」における地域密着型サービスに関する整備状況、サービス事業者からの申請等の審議を行います。